| 3. 主な予算関連新規要求事項

※ 全事項において、平成22年度予算要求に係る事前評価を実施

事項	内容	要求額 (億円)
暮らし・環境		•
民間賃貸住宅の契約の適正 化・紛争処理の円滑化に係る 支援制度の創設	健全な民間賃貸住宅市場の形成を図るため、民間賃貸住宅の契約の適正化、紛争解決の円滑化に向けた裁判外紛争処理の仕組みの導入等に伴う関係体制整備に対する支援などを行う。	7
200海里海域の特性に応じ た海洋マネジメントビジョン の策定	200海里海域の特性や海洋に関する各種ニーズを踏まえ、適正な海洋管理を行うために必要な海洋管理拠点の在り方をまとめたビジョン(海洋マネジメントビジョン)の策定に向けた検討を行う。	0.2
地域における継続的な海岸漂 着ゴミ対策の推進	地域の海岸における継続的な海岸漂着ゴミ対策の実現に向けて、海岸管理者と協働しつつ、地域の住民、企業などの参加を結集し、地域の実情に応じた自主的な取組を展開するためのNPO等の育成に必要な条件、支援策等について検証を行う。	0.1
地域交通、物流の革新を促す 新たな低炭素実用車両の開発 促進	2020年C02削減中期目標(05年度比15%削減)を、他の多くの交通政策課題(高齢化、物流効率化等)と両立しつつ、着実に実現していくため、地域交通、地域物流の革新を促す新型低炭素実用車両(地域集配向け電動車両、高齢化対応モビリティ等)の開発、導入を促進する。	0.8
自動車運送事業者によるCO 2削減努力の評価手法、付加 価値創出手法の開発	自動車運送事業の健全な発展と、今後2020年、2050年に向けて求められるCO2排出量の更なる削減を高い次元で両立するため、積極的な取組を行っている運送事業者の努力を精緻に評価するとともに、これに対し、付加価値、経済価値を創出することにより、運送事業者等による積極的なCO2削減の取組を市場原理により後押しするための手法を開発する。	0.3
まちを元気づける水辺整備を 推進するための「お濠再生プ ロジェクト」の創設	「かわまちづくり計画」に位置づけられた地域のシンボルとなる お濠等を対象に、下水道、公園等の関係者と連携して、河川環境 整備事業による水質浄化対策や水辺環境整備を実施する「お濠再 生プロジェクト」を推進する。また、河川に流れ込むお濠の水環 境改善を支援する制度を設ける。	0.3
歴史的水辺環境改善下水道事 業の創設	地域の歴史的景観を形成する城郭周辺のお濠などの水辺環境の改善を図るため、水質改善施設の整備を支援する制度を創設する。	15
資源・エネルギー循環下水道 事業の創設	低炭素社会及び循環型社会構築を推進するため、下水熱・下水道 バイオガスの有効利用のために必要な施設、下水道施設を活用し た太陽光・風力発電施設等の整備を支援する制度を創設する。	11
エコモビリティ都市の推進	低炭素型の交通を実現するための施策(次世代自動車の普及、交通施策とまちづくり、人流・物流施策への一体的取組等)にまちぐるみで総合的に取り組む都市・地域を、国土交通省の関係部局が連携することにより、「エコモビリティ都市」として支援する。	2
安全		
集中豪雨・局地的大雨対策の 強化	梅雨前線等に伴う集中豪雨や局地的大雨による被害を軽減するため、観測網の維持・強化を行うとともに、予測精度向上のための次世代予報スーパーコンピュータを整備し、平成23年度から運用する。また、緻密な予測に基づく気象情報が的確に安全対策に活用されるよう、情報改善、安全知識の普及等多面的対策を推進する。	21

緊急地震速報等の高度化	首都直下地震に対して緊急地震速報による被害軽減効果を高めるため、震源により近い大深度地震計データを活用した場合どの程度の迅速化が可能か、短縮時間の定量的評価及び実証実験を行なっための収集・解析装置を整備する。また、巨大津波を引き起こす長周期地震への対応のため、新たに長周期地震計を設置し、巨大津波に関する観測監視体制を整備する。	4
地球温暖化に関する観測・監 視体制の強化	地球温暖化予測の不確実性の低減を図るため、温室効果ガスについて、海洋気象観測船による高精度観測及び航空機を使用した大気観測を実施し、炭素循環の解明に資するとともに、気候変動対策のための新たな枠組みにおける国際協力を積極的に推進する。	7
下水道浸水被害軽減総合事業 の強化	一定規模の浸水実績があるなど浸水対策の必要性が高い地域において、浸水被害の軽減を図るため、雨水貯留浸透施設等のハード対策、降雨情報の提供等のソフト対策、住民自らの取組を含めた総合的な浸水対策を支援する。	186
都市機能保全型老朽管対策事 業の創設	都市機能の保全を図るため、DID地区における老朽管の点検・ 調査、ターミナル駅の周辺などの都市機能集積地区における老朽 管の改築を支援する制度を創設する。	50
ゲリラ豪雨等に対しても安心 して暮らせる「100 ¾/ h安 心プラン(仮称)」の策定	河川整備の目安としてきた時間雨量50ミリを大きく上回る時間雨量100ミリのゲリラ豪雨に対しても国民が安心して暮らせるよう、河川管理者が実施する対策に加え、下水道、道路等の関係者が行うべき地域ごとの集中的な対策とその役割分担等を定めた「100ミッ/h安心プラン(仮称)」を策定する。	1
気候変動に伴う集中豪雨の激 化に対応する河川整備及び流 域対策の推進(流域治水対策 河川事業費補助の創設)	地球温暖化に伴って激化する集中豪雨に対応するためには、河道の整備と併せて流域対策のさらなる充実を図る必要がある。そのため、「流域治水対策河川事業費補助」を創設し、これまで広域河川改修事業で流域対策と一体となって整備を進めてきた河川整備の重点化を図る。	92
土砂災害に対する警戒避難体 制の強化に関する制度の創設	土砂災害の発生危険性が高まった際の避難指示等の発令は市町村 長の責務であるが、土砂災害の経験の少ない市町村では、発令対 象区域の特定等が困難なため、国や都道府県による技術的支援が 必要である。そのため、国や都道府県が土砂災害発生時に、緊急 調査や監視・観測を実施し、その結果を元に市町村長が避難指示 等を発令できるようにする。	0.6
砂防設備等の緊急改築制度の 創設	集中豪雨の頻度や規模の増大を踏まえ、古い年代に設置された石 積み等の既設砂防えん堤の内部構造等にかかる調査を実施し、必 要に応じて緊急改築を行い、既存施設を有効に活用して地域の安 全度を向上させるための予算制度を創設する。	11
地球温暖化に伴う海面上昇等 への緊急的な適応策としての 高潮・高波対策等の推進	越波による浸水被害を軽減し、背後地の人命・資産を防護するため、排水施設の増強等を行う事業制度を創設し、地球温暖化による海面上昇に伴う災害リスク対応にも資する。また、三大湾においては、人口、資産が集積していることから、緊急的な災害リスクの評価、地球温暖化適応戦略の策定、既存事業を活用した対策の推進を図る地球温暖化適応戦略推進事業を創設する。	19
運輸の安全性向上のための官 民における戦略的取組の推進	運輸事業者、民間企業等が自主的に取り組む先進的または実験的な運輸の安全性向上のためのプロジェクト(運輸安全パイロット事業)を国が支援することにより、法規制等で求められている水準を超える安全対策事業の推進や先進安全技術の普及・促進、安全に係る社会実験の推進等を図る。	3
遠方海域・重大事案への対応 体制の強化	遠方海域・重大事案への対応体制を強化するため、被害制御・長期行動能力等を備えたしきしま級巡視船を整備する。	80
活力		
産業活性化のための港湾機能 の強化	国民生活に直結する我が国の産業競争力の強化を図るため、今後中長期にわたりバルク貨物等の安定的かつ低廉な輸送が可能となるよう、船舶の大型化等の輸送体系の変化に対応し産業港湾インフラの刷新を図るなど物流体系を構築するための社会実験を行う。	746

訪日外国人旅行者の受入環境 整備事業	訪日外国人2,000万人時代の実現に向け、受入環境の戦略的整備のための評価基準・評価メカニズムの構築・普及促進、訪日外国人に関する統計・データ等の整備、受入を担う人材の育成・活用を行い、訪日外国人の受入環境の整備・充実を図る。	2
観光魅力を活かした船旅の振 興	瀬戸内海等において、観光魅力を引き出す船旅の振興方策について、幅広く検討し、沿岸に点在する豊富な観光資源の広域的なネットワーク化、それぞれの観光地における地域独自の魅力を活かした新たな観光サービスの提供、これらに対応した港湾における観光客の受入体制の整備等を総合的に推進する地域の取組を支援し、その観光魅力のポテンシャルを開花させるような船旅の振興を目指す。	0.6
交通結節点の利便性向上と周 辺の一体的整備を重点支援す る制度の創設	便利で暮らしやすい集約型都市構造の形成を推進するため、交通 結節点の利便性向上と周辺まちづくりの一体的推進を図り、移動 しやすく多様な都市機能が集まり、多くの人が交流する交通・交 流拠点の整備を重点支援する制度を創設する。	200
歴史的風致維持向上施設整備 事業の創設	地域の歴史性を感じられるまちづくりを推進し、地域の活性化を 図るため、歴史まちづくり法に定める認定歴史的風致維持向上計 画に基づき、石垣や堀、水路など歴史的遺構を公の施設として復 原・整備する取組を支援する新たな事業を創設する。	20
生活支援機能の集積による駅機 能高度化 〜コミュニティ・ス テーション化〜 の推進	鉄軌道の駅・停留場(周辺鉄軌道用地を含む。)に社会福祉施設、地域の交流拠点等を併設し、単なる通過点ではなく地域コミュニティの核としての位置づけを付加することにより、鉄道利用の促進を図るとともに、公共交通機関を利用しやすいコンパクトなまちづくりや公共交通機関を軸とした地域活性化に資する「コミュニティ・ステーション」化を推進する。	6
外海離島等の運航費軽減・需 要喚起方策の調査	外海離島の運営の厳しい航路を対象に、省エネ化・省力化その他 費用低減効果の高い、先導的な取組について実証調査を行う。	0.9
海上交通の低炭素化・利便性 向上等総合事業の創設	海上交通の低炭素化・利便性向上等のために、省エネ化、省力化、IT化を通じた効率化、ビジネスモデル転換による利便性向上や、船舶管理会社を活用したグループ化による環境・安全等社会的要請への対応の取組に対して支援を行う。	10
観光地の魅力創出インフラ整 備の推進	観光地における社会資本整備にあたっては、観光客や観光関連事業者の意見を反映し、現場目線での社会資本整備を行うことが求められていることから、国が社会資本整備を実施するにあたっての地域の実態に即した整備の在り方・配慮事項等をまとめたガイドラインを策定する。	0.4
不動産市場の活性化のための 情報基盤の構築	透明性の高い不動産市場を形成するため、不動産に関わる多様な 主体に対し、不動産情報を分かりやすく使いやすい形で提供する 情報基盤(不動産情報の総合データベース)を整備構築する。	1
人口減少の進展等を踏まえた 土地管理の適正化の推進	人口減少の進行、生活環境への関心の高まり等の中で、適正に管理されない空き地・空き家等が増加していること等に対処し、土地管理の適正化の推進に資するため、空き地·空き家の管理・活用のための関係者・関係施策間の協調・連携や自治体等による土地利用規制・調整のモデル構築を図る。	1
宅地建物取引業・賃貸不動産 管理業等に係る新規制度の導 入	国民の多様な居住ニーズへの対応や、良好なストックとしての有効活用、維持・向上のために、賃貸不動産を適正に維持管理する管理業務の重要性が高まるとともに、消費者から信頼される安全安心な不動産市場の形成を図る必要があることから、賃貸不動産管理業の登録制度導入、迅速・簡易な紛争処理体制の構築、重要事項説明制度の見直しを行う。	1
建設業と地域の相互発展促進 事業の実施	建設企業が、その有する人材、機材、ノウハウ等を生かして、地域のニーズに応える「担い手」として、地域経済・社会への貢献度が高いと認められる先導的な取組(地域における他産業分野・建設関連分野への活動領域拡大を図る取組、地域の安心機能維持を図る取組)を他分野企業等と連携して行う場合に、その事業の立ち上げを支援することで、建設業と地域の相互発展を図る。	3

		_
建設業の施工力の強化	中堅・中小建設業に対するCI-NETなどのIT導入の促進により、建設業の経営力・企業力を強化する。また、元請・下請の連携による建設技能の確保・維持を図る体制を確立し、建設業の人材力を強化する。これにより、建設業の「施工力」を強化し、建設生産物の品質の確保を図る。	1
都市部官民境界基本調査の創 設	土地取引が多く資産価値も高い都市部は、地籍調査を最も緊急に 実施すべき地域であるが、調査の実施が難しく、進捗が非常に遅れているため、比較的簡易に一定の効果を得ることができる手法 として、官民の境界のみを地籍調査に先行して確認する調査を国 が実施することにより、地籍整備を促進する。	12
都市再生街づくり支援調査の創設	地籍調査以外の測量成果を有効活用するとともに、将来実施される公共事業等の円滑な実施を図るため、地方公共団体や民間事業者等が実施する境界情報整備の経費に対する補助を行い、効率的に地籍情報を整備する。	25
山村境界基本調査の創設	山村部において、土地の境界に詳しい者が存在するうちに境界情報を保全し、後続の地籍調査に有効に活用するため、土地の境界に詳しい者の踏査により境界情報を保全するとともに、その境界情報の管理や測量を容易にする補助基準点を設置する。	2
バス交通における環境整備モ デル事業の創設	今後も引き続く環境の変化に対応するため、既存の規制の枠組みに捉われない先進的な事業運営、自治体からの支援を前提とした事業構造から新たな事業構造への転換等について、国として、そのあり方等について、調査・検討を行う。	0.7
物流施設の耐震強化	スーパー中枢港湾等の臨海部物流拠点において、大規模地震発生 時にも一定の物流機能が確保されるよう、免震機能を備えた物流 施設の整備を行う民間事業者に対する支援を強化する。	40
横断的な政策課題		
広域地方計画推進交付金(仮 称)の創設	広域地方計画の策定(平成21年8月)を受け、複数都道府県が連携・協力して取り組む広域的な観光活性化や物流円滑化のための基盤整備等の支援を強化し、各広域ブロックの自立・成長に向けた戦略目標等の実現を図るための制度を創設する。	400
広域自立成長推進事業(仮 称)の創設	広域ブロックの自立・成長に向けた広域的な産業集積、人材育成等を責任を持って推進する戦略的連携機関の創設を促すため、それら施策の具体化に取り組む民間主体を支援する事業を創設する。	8
運輸技術に関する総合的技術 戦略プロセス推進に資する技 術戦略ロードマップの構築	運輸分野の長期的かつモード横断的に取り組むべき技術研究開発について、最新技術の動向を調査・整理・蓄積し、技術開発から導入までの目標とそのスケジュールを示す技術戦略ロードマップを作成し、テクニカルアセスメントサイクルを実行することを通じて、関連施策の実現とイノベーションの創出を図る。	0.2
地域交通IT基盤確立プログ ラムの推進	地域活性化に不可欠な地方の中小公共交通事業者が Tの活用によりサービスの向上を図れるよう、廉価に導入することが可能となる最新の Tを応用・活用したシステムの開発プロジェクトを公募し、その実地実証実験等を行う。	1
官民連携による海外交通プロ ジェクトの推進	経済のグローバル化が進む中で、米国・ブラジル等における高速 鉄道整備プロジェクトをはじめとする海外における交通プロジェ クトを官民連携のもと積極的に推進し、我が国の優れた技術を活 用した交通システムを世界に展開する。	3
アジア諸国を中心とした交通 分野における気候変動対策の 国際的な推進強化	アジア諸国等の交通分野における気候変動対策等を更に促進するため、ASEAN各国の行動計画策定支援や自動車環境基準の実効性確保に向けた取組等を推進するとともに、「交通分野における地球環境・エネルギーに関する大臣会合」(平成21年1月)の枠組みを活用した各国政策担当者・専門家等による「交通政策責任者会合」を通じ、協調的な途上国支援を推進する。	2
集落生活安定化へ向けた中間 支援業務の普及促進モデル事 業の創設	集落の生活安定に取り組む地縁団体(「新たな公」)に対して人 材の育成・マッチング等の支援を行う組織(中間支援組織)の普 及・育成を図るためのモデル事業を創設する。	0.7